

## 著作権の侵害とその救済

### 訂正情報

206 頁 notes 6 「問題となる(第 5 章 115 頁)参照」を「問題となる(第 5 章 115,121 頁)参照」に改める。

207 頁上から 9 行目「コンテンツ業者が入力したとも解釈できる」を「販売業者が入力したとも解釈できる」に改める。

216 頁上から 12 行目「割合的に認定できるようにした」の後に、「このような立法経緯から、114 条 1 項は、逸失利益を損害と考えていると思われる。」を加える。

→212 頁 221 頁本文下から 5 行目「が予定されている。」の後に「 (**逸 失利益 vs 市場機会**参照)」を加える。

### 補足情報(付加説明,参考文献紹介)

本章全般の参考文献として,

中山信弘『著作権法〔第2版〕』(有斐閣,2014)

田村善之『著作権法概説』(有斐閣, 2001)

加戸守行『著作権法逐条講義〔六訂新版〕』(著作権情報センター,2013)

作花文雄『詳解著作権法〔第4版〕』(ぎょうせい,2010)



### 差止請求

(197頁)

#### 参考文献として,

最高裁判所判例解説民事篇(平成 23 年度(上))40 頁(山田真紀)——まねき TV 事件の調査官解説 最高裁判所判例解説民事篇(平成 23 年度(上))61 頁(柴田義明)——ロクラク II 事件の調査官解説 大渕哲也「著作権間接侵害の基本的枠組(前編)(中編)(後編)」著作権研究 38 号(2011)2 頁,

39号(2012)301頁,40号(2013)229頁—物理的な直接行為者(コンテンツを自ら提供した者に限定)と間接侵害者を分けて、著作権制限規定が適用される(したがって従属説により間接行為者が侵害とならない)可能性を残す法律構成を主張している。

平嶋竜太「放送転送サービスをめぐる最高裁判決の理論的課題とインターネットビジネスへの影響—まねき TV 事件及びロクラク II 事件を基点とした検討」 法とコンピュータ 30 号 (2012) 3 頁——両事件の問題点を詳細に検討している。

# 3 損害賠償

(211 頁)

田村善之『知的財産件と損害賠償〔新版〕』(弘文堂,2004)——市場機会の利用可能性という損害概念を導入し、all or nothing の実務の状態を乗り越える解釈論を展開している。今日の損害額の割合的認定という裁判例・立法の流れを先取りしている。ドイツ、米国の比較法研究としても重要である。

中山信弘『特許法〔第2版〕』 (弘文堂, 2012) 361 頁~380 頁——情報の保護という観点から市場機 会の損害概念の立場を基礎づけている。

『注解 特許法』102条(1510~1765頁) [飯田圭] — 特許権の損害賠償に関する事例と学説を網羅している。